

**お知らせ**

**家屋の取り壊しをしたときは、  
家屋滅失届をお忘れなく**

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、村に土地・家屋・償却資産を所有している方にその固定資産の価格に応じ、その年の4月1日から始まる年度の分として課される税です。  
家屋又は家屋の一部を取り壊した場合には、家屋滅失届を提出することにより、翌年からの固定資産税は課税されません。

該当する方は、税務課に家屋滅失届を備えてありますので問い合わせのうえ、提出してください。  
◆問い合わせ先 税務課  
☎341-8513



**上級救命講習会受講者募集**

- ◆日時 10月23日(水) 午前9時～午後5時
- ◆場所 富谷消防署
- ◆講習内容 AEDの取扱を含む上級救命講習ガイドライン2015に基づく内容で指導(修了証有り)
- ◆募集人数 20名程度(先着順) ※応募少数の場合は開催を中止することがあります。
- ◆申込期限 10月16日(水)午後5時
- ◆申込先 黒川消防本部警防課 救急係  
☎345-6888

**寄贈ありがとうございます**

故菊地義彦さんのご家族(栗原市)より、菅野廉作の絵画「ロバの耳」を寄贈いただきました。作品は、今後ふるさと美術館等に展示させていただきます。



**成人式実行委員募集**

令和2年1月12日(日)に開催する成人式でアトラクションを企画・運営する実行委員を募集します。

- ◆対象者 新成人者 (平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方)
- ◆募集人数 8名
- ◆申込・問い合わせ先 公民館 ☎345-2197



**秋の農作業安全確認運動実施**

全国で毎年多く発生している農作業事故を減らすため、事故が多発する秋の作業時期に合わせ、「まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全」をスローガンに農作業安全確認運動が実施されています。

村では、全国的に乗車中の事故が多発している、「乗用型トラクターの事故防止」を重点に農作業安全確認運動を推進しています。

- ◆運動の重点事項
  - ・トラクター等走行中の転倒・転落事故防止!
  - ・作業時以外は左右ブレーキペダルを確実に連結!
  - ・万が一のため安全キャブ・フレームを装着!

- ◆問い合わせ先 産業振興課 ☎341-8514



**今月の相談**

お気軽にご相談ください

**生活相談**

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。(当日の電話相談も受け付けます。)

相談日	2日(水)	9日(水)	16日(水)	23日(水)
-----	-------	-------	--------	--------

- ◆時間 午前9時～正午
- ◆場所 平林会館1階料理講習室
- ◆問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎345-6631



**宮城県司法書士会による出張相談会(無料)**

- ◆相談日 9日(水)
- ◆時間 午後1時～4時
- ◆場所 平林会館1階料理講習室
- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

**消費生活相談**

相談は予約不要で、電話での相談もできます。

相談日	2日(水)	8日(火)	16日(水)	23日(水)	30日(水)
-----	-------	-------	--------	--------	--------

- ◆時間 午前9時～午後4時
- ◆場所 平林会館2階第3研修室
- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

**消費生活相談窓口から \* 転ばぬ先の消費者知識 \***

- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

**☆訪問購入(押し買い)のトラブル**

最近、近隣の町で訪問購入の勧誘電話が増えています。訪問購入とは購入業者が消費者宅を訪問し物品の購入を行うことです。自宅まで引き取りに来てくれるので便利に思えますが、次のようなトラブルも発生しています。訪問購入のトラブルに注意してください!

- 事例1 電話で着物や不用品を買い取ると言われ了承したのに、指輪やネックレスなどの貴金属を安価で買い取られた。
- 事例2 電話でなんでも買い取りますと言われたのに、古着やくつなどは見向きもせず、バッグや貴金属、記念硬貨などが無いかと言われ買い取られた。
- 事例3 貴金属は無いと答えたら、大声で怒鳴られ怖い思いをした。
- 事例4 売った切手を返してほしいが、もう無いと言われた。

- 特に女性や高齢者からの相談が多く来ています。訪問購入には法律で決められたルールがあります。
  1. 依頼していないのに突然訪問して勧誘すること
  2. 事業者名、買い取る商品の種類、勧誘の目的を告げずに勧誘すること
  3. 断ったのに帰らない、再度勧誘にくること

は禁止されています。品物を売却したときは書面を交付してもらいましょう。買い取られた品物はクーリング・オフできます。また契約書面を受け取った日から8日間は品物を引き渡さないこともできます。

**トラブル対策**

- \* 突然訪問してきた業者は家に入れないようにしましょう
- \* 売るつもりのない品物は見せないようにしましょう
- \* 業者から交付された書面はしっかり確認しましょう



**納税のお知らせ 納期限(口座振替日)10月31日(木)**

税目等	納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期			
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期			
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

- ◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513